

□ 第3回審議会での御質問内容(エコセメント)について

「エコセメント事業の推進」

焼却灰の再利用で循環型社会に貢献

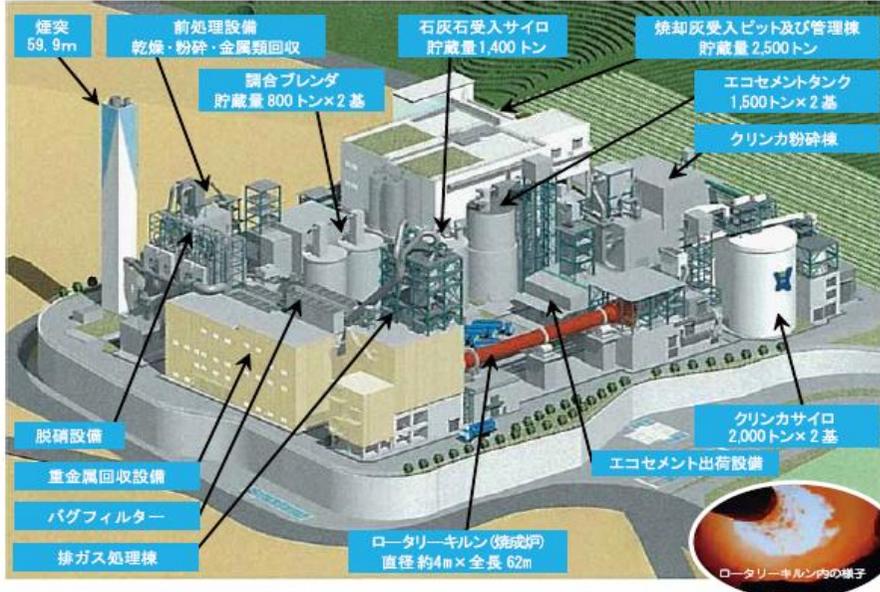
エコセメント化施設

循環組合では、処分場を長く使っていくために、平成18年度から焼却灰を埋め立てず、その全量をエコセメントにリサイクルしています。

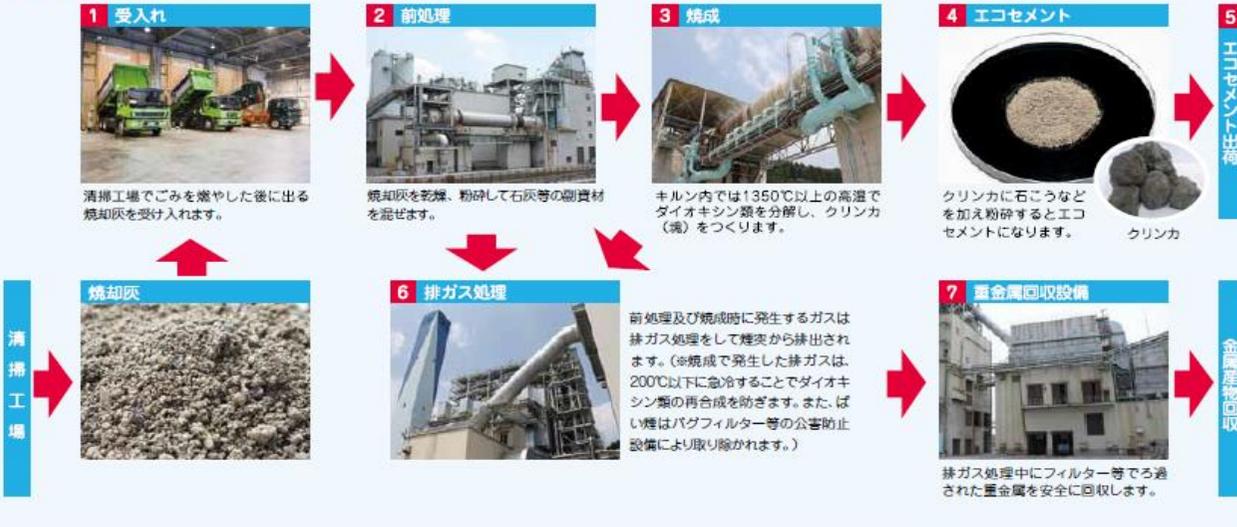
この事業により、埋立対象物は不燃ごみのみとなり、埋立場が減少し、二ツ塚処分場の使用期間を大幅に延長することができました。

※エコセメントとは

エコセメントは、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。エコセメントは、普通ポルトランドセメントと同等の品質をもっており、主にコンクリート製品等に使われています。



●エコセメントが出来るまで



- エコセメント事業とは、多摩地域(25市1町)の清掃工場から排出される焼却残さをセメントの原料としてリサイクルする事業です。東京たま広域資源循環組合は、エコセメント化施設を所有し、運営に関する管理・監督を行っています。
- エコセメントは、普通セメントと同等の品質を持っているので、普通セメントと同じような分野(土木・建築工事やコンクリート製品等)に使われています。



●エコセメントの認証制度
～エコタローが目印です！～

「東京たまエコセメント」を100%使用している製品を「東京たまエコセメント製品」として認証し、循環型社会の構築に役立っています。都内など20社24工場で認証されています(令和3年4月現在)。製品は各自治体の公共工事などに利用されています。



●認証マークがついたエコセメント製品



※ 説明文、写真は東京たま広域資源循環組合より提供 (出典:東京たま広域資源循環組合『環境報告書2021』p.6-7)